

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目 次＝

1. 重大事故等情報＝5 件（11月7日～11月13日分）

- (1) 乗合バスの衝突事故
- (2) 法人タクシーの転覆事故
- (3) 法人タクシーの衝突事故
- (4) 大型タンク車の積載物漏洩事故
- (5) 大型トラックの衝突事故

2. トピック

- (1) デジタコに関する理解向上セミナーを開催します！
～デジタコの機能と効果について～
(配信日：R7.10.24)
- (2) 鉄道車両との衝突事故防止の徹底について
(配信日：R7.10.3)
- (3) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
(配信日：R7.10.3)
- (4) 「加齢に伴う身体・心理的特性の変化に対する認識」及び「適切な健康管理」の重要性～タクシーの追突事故から得た教訓～
(配信日：R7.10.3)
- (5) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました
～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～
(配信日：R7.8.8)
- (6) 令和7年度 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～
(配信日：R7.8.1)
※健康起因事故防止スクリーニング検査、貸切バス運転者研修を開始
- (7) 令和6年度補正予算 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します

※車輪脱落予兆検知装置、デジタル式運行記録計に特化した支援

(配信日：R7.4.25)

1. 重大事故等情報＝5件（11月7日～11月13日）

１１月１２日（水）午後７時２０分頃、岡山県玉野市の片側１車線の県道において、同県に営業所を置く乗客１０名を乗せた乗合バスが運行中、バス停に停車していたところ、後方から来た乗用車が当該バスに衝突した。

11月10日（月）午後1時30分頃、大阪府大阪市天王寺区の片側2車線の国道において、大阪府に営業所を置く乗客1名を乗せた法人タクシーが運行中、右折レーンから車線変更をしてきたレンタカーが第二車線を走行していた当該タクシーに衝突したことにより、当該タクシーが横転した。

１１月１１日（火）午前９時５５分頃、東京都板橋区の区道において、東京都に営業所を置く乗客１名を乗せた①法人タクシーが運行中、対向してきた東京都に営業所を置く空車の②法人タクシーを避けようと左側に寄せたところ、電柱に衝突し、その衝撃で車両の向きが変わったところに②法人タクシーが衝突した。

11月11日(火)午前7時28分頃、大阪府大阪市中央区の市道において、京都府に営業所を置くガソリン16,000Lを積載した大型タンク車が運行中、配送先のガソリンスタンドに市道から後退して入ろうとした際、車両の左後部のタンク部分が支柱に衝突し、タンクに亀裂が入り、ガソリン約900Lが漏洩した。

この事故による負傷者はいない。

(5) 大型トラックの衝突事故

１１月１３日（木）午前５時３６分頃、埼玉県入間市の首都圏中央連絡自動車道（圏央道）外回りにおいて、埼玉県に営業所を置く①大型トラックが第二車線を運行中、道路工事のため渋滞していた車列の最後尾の②乗用車に追突し、その前の③軽乗用車、④大型トラック及び⑤中型トラックが関係する玉突き事故となった。

この事故により、③軽乗用車の運転者と同乗者の2名が死亡、②乗用車の運転者が重傷、④大型トラック及び⑤中型トラックの運転者が軽傷を負った。

上記5件の死傷者数計：死亡3名、重傷2名、軽傷7名（速報値）

2. トピック

(1) デジタコに関する理解向上セミナーを開催します！

～デジタコ[®]の機能と効果について～

(配信日：R7.10.24)

自動車運送事業の運行管理において、デジタコを活用することにより運行管理の質の向上及び業務の効率化が期待されることから、デジタコのさらなる普及促進を図るため、デジタコの機能と効果について理解を深めていただくためのセミナーを、全国5カ所において開催します。

1. 日 時：令和7年11月4日（火）以降、順次開催
2. 場 所：札幌、仙台、東京、大阪、福岡（詳細は別紙）
3. 内 容：デジタコ装着の意義と最新の政策動向
デジタコとは？紹介動画上映
デジタコメーカーのブース観覧
※入退場自由

4. 参加費用：無料
5. 主 催：国土交通省 物流・自動車局 安全政策課
6. 参加方法：下記 URL よりお申し込みください。

https://www.eto roku.jp/ticket/user/form/index?form_id=mlit_unkouk
anr

7. 問い合わせ：説明会事務局
- メールアドレス：mlit_digitacho@event-rangers.jp
- セミナーの詳細はこちら
- <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001>

(2) 鉄道車両との衝突事故防止の徹底について

(配信日：R7.10.3)

令和7年10月3日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、運送事業者関係団体あてに、通達を発出いたしました。

令和7年10月1日（水）午後4時40分頃、岐阜県各務原市の踏切において、大型トラックが、踏切内に立ち往生したことにより、列車が当該トラックに衝突し、割れた窓ガラス片により列車の乗客が多数負傷する事故が発生しました。

さらに、同年9月には、長崎県長崎市他2件の路面電車との衝突事故が立て続けに発生しています。

鉄道車両との衝突は、自動車と鉄道の乗客の双方に多数の負傷者を生ずる恐れがあることから、今後、同種事故を防止するため、下記事項について、会員事業者に周知いただくとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

記

- (1) 事業者は、運行する経路の道路及び交通の状況について把握し、これらの状況を踏まえ、安全な経路を設定するとともに、運転者に対し、安全運行のために留意すべき事項を指導すること。
- (2) 運転者に対し、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し安全を確認することなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。
- (3) 運転者に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常ボタンを押して速やかに列車に対し適切な防護措置を取ることや、車を前進させて遮断棒を押し上げて脱出することなど、安全確保のために必要な行動を取ることについて指導すること。
- (4) 運転者に対し、右左折時には、軌道敷内の安全を十分に確認するよう指導すること。
- (5) 運転者に対し、車両は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切する場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならないこと、軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してきたときは、路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないようにすみやかに軌道敷外へ出ることなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。

(3) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日：R7.10.3)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000345.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(4) 「加齢に伴う身体・心理的特性の変化に対する認識」及び「適切な健康管理」の重要性～タクシーの追突事故から得た教訓～

(配信日：R7.9.5)

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

○ 重要調査対象事故

- ・タクシーの追突事故（大阪市淀川区）
（令和4年12月2日発生）

※対象事故について

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委

員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000724.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/jikochousa/report1.html>

(5) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました

～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～

(配信日：R7.8.8)

国土交通省が公益財団法人交通事故総合分析センター（以下、「ITARDA（イタルダ）」という。）を事務局として設置している「事業用自動車事故調査委員会」は、調査報告書をわかりやすくまとめた啓発コンテンツを作成し、本年1月と3月に運送事業者関係団体等に配布しました。

今般、7月に公表しました「事業用自動車事故調査委員会10年総括」にある「再発防止策の浸透策」の一環として、再配布要望など大きな反響があったコンテンツをITARDAのホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

引き続き、事業者・ドライバーの皆様に、わかりやすく活用しやすいコンテンツの提供に努めて参ります。

【掲載概要】

1. 掲載先

ITARDA ホームページ 事業用自動車事故調査委員会

https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident

2. 掲載内容

① 啓発マンガ

THE CASE STUDY その時ドライバーに何が起こったのか

第一弾（令和7年1月発行）

・貸切バスの横転事故（静岡県小山町）令和4年10月発生 他2事案

第二弾（令和7年3月発行）

・中型トラックの追突事故（山形県東根市）令和3年10月発生 他2事案

② 啓発動画

・大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）令和3年8月発生 他

2 事案

- (6) 令和7年度 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的
な取組等を支援～
(配信日：R7.8.1)

※健康起因事故防止スクリーニング検査、貸切バス運転者研修を開始

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行
管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした
事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施してお
り、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業

- (1) 運行管理の高度化に対する支援
- (2) 過労運転防止のための先進的な取組みに対する支援
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援【NEW：貸切バス運転者研修】
- (4) 健康起因事故防止を推進するための取組みに対する支援【NEW】

2. 補助事業の内容

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省の
ホームページをご覧ください。

○令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

申請ポータルサイト <https://hogo-zoushin.jp>

※令和7年7月31日10時より申請できます。

○国土交通省ホームページ

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育・健康起因事故防止
に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和7年度予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和7年7月31日※～令和8年1月30日（別紙参
照）

※1. (3)の一部（貸切バス運転者研修）及び(4)は開始日が8月

29日となりますのでご注意ください。

4. 留意点

- 申請受付は令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局のHPとなっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

(7) 令和6年度補正予算 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します

(配信日：R7.8.1)

※車輪脱落予兆検知装置、デジタル式運行記録計に特化した支援

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しておりますが、令和7年7月31日（金）までとしておりました運行管理の高度化に資する機器の導入支援の申請受付期間を令和8年1月30日（金）まで延長いたします。

1. 実施する補助事業（詳細は別紙参照）

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（車輪脱落予兆検知装置）
- (2) 運行管理の高度化に対する支援（デジタル式運行記録計）

2. 補助事業の内容

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト <https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06hosei.html

運行管理の高度化に対する支援

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和7年5月8日～令和8年1月30日

4. 留意点

○本事業の申請受付窓口は「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局」となっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

(8) トラックの法令遵守の徹底について

(配信日：R7.4.25)

令和7年4月23日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、トラック事業者関係団体あてに、通達を発出いたしました。

4月23日に日本郵便株式会社より、社内調査の結果、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条（点呼等）の規定に違反し、アルコール検査や点呼を適正に実施していないことが、全国約3,200営業所の75%に当たる約2,400の営業所において確認された旨、国土交通省に報告があった。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であるが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者が法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、点呼の実施等の法令遵守の徹底が図られるよう、下記事項について、改めて、周知徹底を図られたい。

記

1. 事業者は、輸送の安全確保を再確認し、安全確保の原点に立った適正な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。

安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

